ナナテ 七手 加賀藩臣中の門閥八家のうち七人は、真享以降人持組の士を七隊に別つて、各その一隊の部將に任ぜられる制となつてが、八家は年寄の職に任ぜられる制となったが、八家は年寄の職に任ぜられるもの、 
家敷であり、七手は人持の組敷であるから、 
全く意義が異なつてゐる。

・お栄。 ナナテガシラ 七手頭 →トショリシュウ

ナナマガリ 七曲 パリ、 珠洲郡馬緤のうち仲平山から、古蔵又は鈴内に出る山路。 ち仲平山から、古蔵又は鈴内に出る山路。 ち仲平山から、古蔵又は鈴内に出る山路。 から、越中永見に赴いたとある。

□ して本七尾といふこともある。 □ 郷の城下にあつた市街をいひ、後の七尾に對 サナヲ 七尾 畠山氏の據つた鹿島郡矢田

年利家は 金澤に 移つて 前田安勝を こゝに置 奉行御貸家等は大馬出と云ふにあり。御預所 是にも淡屋佐藤左衛門とて古き者あり。常處 田三段頂戴罷在。其外酒見・富田など」て古 屋何某は、一子淨(性)寂坊と云者利家公石動 配也。町年寄六人、惣肝煎兩人、銀座一人、 稱せしめることに定めた。能登名跡志に、『此 たから、明治八年三月二日石川縣は七尾町と き、文祿二年には前田利政を封じ、慶長五年 城名を取つて之を七尾と稱したに起る。十一 所、口を包括した 新市街を 開き、 畠山氏の薔 丸山に築いて能奥内浦の咽喉を扼し、府中・ 儿 公の御城跡は小丸山と云ふにあり。御收納藏 山御政の時一命をすてし者にて、今屋敷千歩・ 支配にて一方在住。御塩奉行一方在住、是は 家敷六千軒と云へども四千軒計あり。町奉行 所口は一國の府にして、諸商賣の問屋等あり。 月二日前田綱紀は所、口町と公稱せしめたが、 名物多し。中にも羽衣とて酒の名物也。清水 輕十人、山廻り役四人是は宇出津山奉行の支 口郡破船奉行兼帶なり。小代官六人、町付足 九年前田利家の能登に封ぜられた時、 陣屋は登落と云ふにあり。又寺庵多し。禪宗 き町人あり。父府中町は利政公の御城下にて、 其外諸役人多し。古き町人あり。中にも氷見 爾後に在つても七尾の舊名を依然混用してゐ \*寺・眞言宗三\*寺・海土宗四\*寺・日蓮宗十 田利長の領有に歸した。後元祿十五年十二 ナナヲ 七尾 鹿島郡の首邑である。天正 城を小

町・宮岡町があつた。

町・宮岡町があった。

町・宮岡町があった。

町・宮岡町がありた。

町・宮岡町・本町・相生町・大手町・作事町・檜物町・三島町・木町・ 府中町・ 湊町・ 銀冶町・川原町・ 三島町・ 木町・ 相生町・大手町・ 作事町・ 檜物の七尾の町名には白銀町・ 一本杉町・ 独加・ 三路町・ 本が明・ 独加・ 一本杉町・ 独加・ 三路町・ 本が明・ といった。 一も 畠山城下に三ヶ寺・ 一向宗 十五ヶ寺あり。 何も 畠山城下に三ヶ寺・ 一向宗 十五ヶ寺あり。 何も 畠山城下に三ヶ寺・ 一向宗 十五ヶ寺あり。 何も 畠山城下に三ヶ寺・ 一向宗 十五ヶ寺あり。 何も 畠山城下に三ヶ寺・ 一向宗 十五ヶ寺 あり。 何も 畠山城下に

八月加賀藩は米國人オースボンを聘したが、

七尾軍艦所に壯猶館内の英學所の分校を設置彼をして城下に居住するを避けしめ、能登の

し、七尾語學所と名づけ、優等生三十餘名を

士高峰護吉等皆こゝに學んだものである。

井錠二・工學博士石黑五十二・理學博士藥學博

尾語學所は同三年致遠館に合併せられた。

士平井晴二郎・海軍大將瓜生外吉・理學博士櫻派遣してその教授を受けしめた。後に工學博

本子 門・福田・西野町・銀山町・北本町・一本本町・魚町・宮町町があつた。 サナヲグンカンショ 七尾軍艦所 文久二十二 艦船の修覆を掌らしめた。之を七尾軍艦所を形とし、郷地は主として矢田・萬行二村にてゐ 跨る字出崎に在つた。地域約二萬坪。明治四匹と 年七月軍艦所を廢し、次いで圓中孫平等の經町と 年七月軍艦所を廢し、次いで圓中孫平等の經町と 年七月軍艦所を廢し、次いで圓中孫平等の經町と 年七月軍艦所を廢し、次いで圓中孫平等の經町と 年七月軍艦所を廢し、次いで圓中孫平等の經野に置此 營する所となり、船舶器械の工作を行ひ、以町と 年七月軍艦所を廢し、次いで圓中孫平等の経野した所となり、船舶器械の工作を行ひ、以町と 行い 高地町・地域の工作を行び、以口、 一番町・地域の工作を行び、以口、 一番町・地域の工作を引いた。

重要港灣に指定せられた。 明治三十二年開港場となり、昭和二年第二種 に能登島を控へて、波穏に水深い良港である。 は大杉崎と矢田新出崎とによつて抱かれて うから、依然この海港は廢れなかつたらしい。 う。守護畠山氏の時代にも、今の古城又は古 ら物資を吞吐するやうになつたものであら 府中が王朝置廳の所であつた為、この海岸か の繁榮の益加つたこと言ふまでもない。海面 落を直に城下町に利用するに至つて、七尾港 前田利家が小丸山に築城し、已に存在した部 屋敷といはれる部落に市街があつたのであら 尾港は古への香島津であり、附近の古府又は ナナヲケン ナナヲコウ 七尾縣 七尾港 鹿島郡に属する。七 ↓ケンセイ 縣制。 前

治二年 れる 獨樂亭記によると、『玆顧』七尾之有』 経 戶。與"城府」相述。 わかる。更に東福寺彭叔の循如昨夢に載せら 境。懷"太守之惠」而移"家於山下」者。千門萬 門佐は義總であり、既に七尾城に居たことが 身まかり給ひければ云々とあつて、この左衛 同年七月廿三日に、彼城にて入道(冷泉爲廣) 能州七尾城畠山左衞門佐亭にて當座云々、又 は府中に住してゐたことは確實である。 七回忌之辰「云々。」とあつて、慶致即ち義元 伏值,先考大寧寺前左金吾大彦孫公大禪定門 周忌法語に『鹿島郡八田郷府中居住大功徳主 むに至つたのでないかと考へられる。その故 が、初より常住の所として居たのは府中で、 供する爲相當早期に計畫せられたのであらう るのはその據を知らぬが、萬一の際の防備に に冷泉為和集を見ると、大永六年五月廿一日 左衛門慶致。文龜三年龍集癸亥秋八月二十日。 義元の末年又は義總の初年から城内に移り住 にそれを應永の頃とも永享の頃とも記してる の構築の年紀を明らかにせぬ。越登賀三州志 山に在つて、畠山氏の據る所であつたが、そ ナナヲジョウ 七尾城 鹿島郡矢田郷の城 景徐周麟の翰林胡鷹文集所載大寧寺殿七 殆一里程餘。 吳綾蜀錦。

ナナヤジ

七家地

鳳至郡里の内の小字。

ナナヲコガクショ

七尾語學所

明